

平成 27 年度（2015 年度）

養護教諭 10 年経験者研修の手引

豊中市教育委員会

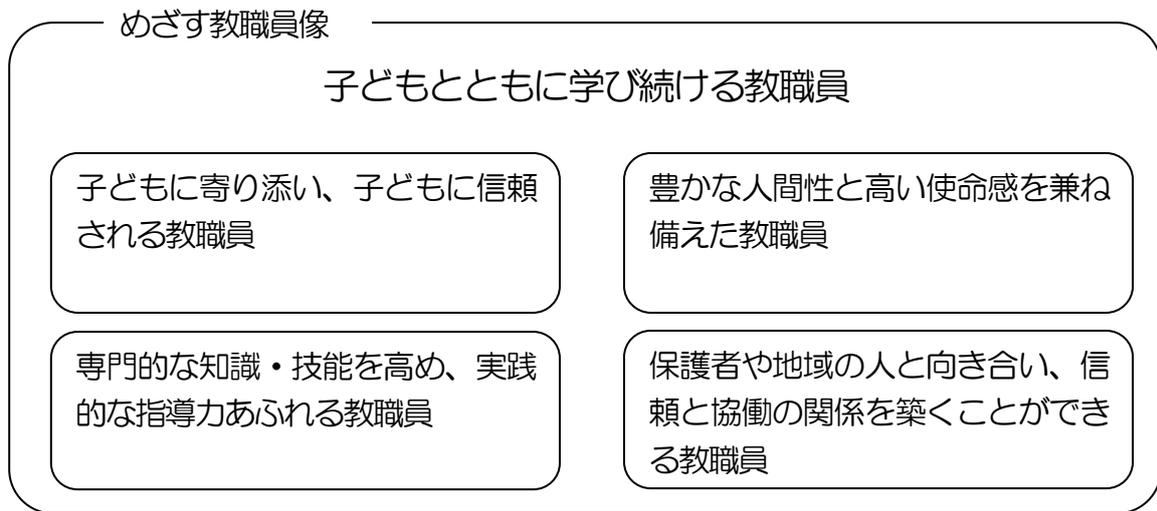
池田市教育委員会

箕面市教育委員会

豊能町教育委員会

能勢町教育委員会

豊能地区教職員人事協議会は、「子どもとともに学び続ける教職員」を  
めざす教職員像とし、法定研修を実施します。



そのために、10年経験者研修で、10年経験者に身につけてほしい力は以下のとおりです。

10年経験者につけたい力

- 1 学校全体の視点に立って、学校運営に関わることができる力
- 2 教科等の高い専門性を身につけながら、まわりの教職員と高めあうことができる力
- 3 児童生徒を総合的に理解し、子どものキャリア発達を支援できる力
- 4 高い人権意識をもち、子どもに人権感覚と人権を大切にする態度を養う力
- 5 さまざまな困難な事象においても、自らの役割を見定めて組織的に対応できる力

## 目 次

* 実施要項	.....	1
* 校外研修年間計画	.....	3
* 研修目標の設定・研修実施計画作成のための着眼点	.....	4
* 校内研修実施上の留意事項	.....	5
* 校内研修のモデル	.....	6
* 研修実施計画書作成上の留意事項	.....	7
* 研修実施報告書作成上の留意事項	.....	8
* 研修実施計画書の様式	.....	9
* 研修実施報告書の様式	.....	11
* フローチャート	.....	13

## 養護教諭10年経験者研修実施要項

豊中市教育委員会

### 1 目的

養護教諭10年経験者研修は、現職研修の一環として、個々の養護教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、養護教諭等としての資質の向上を図ることを目的とする。

### 2 対象

- (1) 養護教諭10年経験者研修の対象者は、別に定める計算方法に基づき、在職期間が10年目のすべての養護教諭等（以下「当該の養護教諭等」という）とする。
- (2) 豊中市教育委員会は、当該の養護教諭等に対し、年間研修計画に従い1年間の研修を受けさせるものとする。

### 3 年間研修計画

- (1) 豊中市教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画には、第4項の各事項を定めるものとする。

### 4 内容

- (1) 当該の養護教諭等は、主として長期休業期間中に豊中市教育委員会及び大阪府教育センター等における研修（以下「校外研修」という）を7回程度、9月以降の課業期間中を中心に校内における研修（以下「校内研修」という）を5回程度受けるものとする。
- (2) 校外研修は、共通研修とする。（別表1）
- (3) 校内研修は、実践を通じた指導研究研修及び課題研究研修等とする。（別表2）

### 5 研修実施計画書

- (1) 養護教諭10年経験者研修の実施に当たって校長は、当該の教育委員会が示す研修目標の設定・研修実施計画作成のための着眼点及び年間研修計画に基づき、事前に当該の養護教諭等の能力、適性等を評価し、当該の養護教諭等ごとの研修実施計画書案（様式1）を作成、これを豊中市教育委員会に提出する。なお、研修実施計画書案の作成に当たっては、教頭等の意見も参考にするとともに、当該の養護教諭等の自己評価や意見を聴取するなど、研修が効果的なものとなるよう配慮する。
- (2) 豊中市教育委員会は、校長から提出された研修実施計画書案について必要な調整を行い、これを決定する。
- (3) 豊中市教育委員会は、当該の養護教諭等に係る研修実施計画書を保管するものとする。

### 6 校内体制

- (1) 校長は、当該の養護教諭等の研修の実施に当たり、教頭等とも連携しながら必要な指導、助言に当たるものとする。
- (2) 校長は、当該の養護教諭等の研修の実施に当たり、業務に支障がないよう、また、研修の時間を十分確保できるよう配慮するとともに、学校全体として協同的な体制の確立に努めるものとする。

## 7 実施校校長等連絡協議会

豊中市教育委員会は、養護教諭10年経験者研修を円滑かつ効果的に実施するため、実施校校長等連絡協議会を開催するものとする。

## 8 研修実施報告書

校長は、養護教諭10年経験者研修終了時にその成果を評価し、当該の養護教諭等に係る研修実施報告書（様式2）を作成して豊中市教育委員会に提出するとともに、事後の指導や研修に活用する。なお、成果の評価に当たっては、教頭等の意見並びに当該の養護教諭等の自己評価や意見を参考にするものとする。

## 9 非常変災時の豊能地区研修について

### (1) 台風の接近が予想される場合

① 研修開始の2時間前において、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町のいずれかに「暴風」警報が発表中の場合、研修は延期する。

### (2) 受講者への連絡について

① 受講者へは特段の連絡はしない。

② 延期については、後日、日程等を通知する。

(3) 研修開始の2時間前の時点までに、研修実施が困難であると判断した場合、研修を延期することがある。この場合は、各市町教育委員会を通じて連絡するものとする。

(4) 交通機関がストライキの場合は、原則として研修は実施する。

## 10 非常変災時の大阪府研修について

### (1) 台風の接近が予想される場合

ア 午前7時現在、大阪府内いずれかの地域において「暴風警報」発令中の場合、午前の半日研修及び全日研修は、中止又は延期する。

イ 午前11時現在、大阪府内いずれかの地域において「暴風警報」発令中の場合、午後の半日研修は、中止又は延期する。

### (2) 受講者への連絡について

・ 受講者へは特段の連絡はしない。

・ 延期については、後日、日程等を通知する。

(3) 交通機関がストライキの場合は、原則として研修は実施する。

平成 27 年度（2015 年度）養護教諭 10 年経験者研修校外研修年間計画

回	日 時	研 修 内 容	実 施 会 場
1	4月 28 日（火） 15:00～17:00 ※	開講に当たって －10年目の教職員に望むこと－  〔講話・講義〕	豊中市教育センター
2	5月 29 日（金） 14:00～17:00	発達障がい、精神障がい等、支援を必要とする子どもの 医学的理解と養護教諭の役割 健康教育の推進を図る保健室経営について －健康課題の解決につながる保健室経営をめざして－  〔講義・演習〕	大阪府教育センター
3	7月 3 日（金） 14:00～17:00	養護教諭に必要な救急処置のアセスメント技術 学校における危険管理  〔講義・実践発表〕	大阪府教育センター
4 ・ 5	8月 19 日（水） 10:00～17:00	薬物乱用防止教育の実践に学ぶ 養護教諭が行う健康相談と連携  〔講義・演習〕	大阪府教育センター
6	10月 21 日（水） 14:00～17:00	大阪府における人権教育の現状と課題 大阪府における性に関する指導について 性に関する指導の進め方  〔講義・実践発表・研究協議〕	大阪府教育センター
7	1月 13 日（水） 14:00～17:00	10年経験者研修を通して －この1年間の実践と学びについて－ これからの養護教諭に求められるもの ＜閉講式＞ 閉講に当たって  〔実践発表・協議・講義・講話〕	大阪府教育センター

※4月 28 日（火）の研修は、豊能地区実施の研修で、小・中学校の 10 年経験者（小・中学校教員）とともに受講します。同内容の 5 月 12 日（火）への変更も可能です。

研修目標の設定・研修実施計画作成のための着眼点

区 分	具 体 的 な 例
保 健 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒等一人一人の心身の健康状況・健康上の課題の把握に努めているか。</li> <li>○保健に関する専門的知識・技能の習得に努めているか。</li> <li>○日常、緊急時の救急処置を適切に行い、救急体制の整備に努めているか。</li> <li>○学校における感染症の予防に努め、発生時に対応できる体制の整備に努めているか。</li> <li>○健康診断を計画し、円滑な実施に努めているか。</li> <li>○健康診断の実施に当たっては、児童・生徒のプライバシー保護の観点に立っているか。</li> <li>○健康診断、保健室等で得た個人情報の整備・管理について、適切な対応ができているか。</li> </ul>
保 健 教 育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒等一人一人の心身の健康状況・健康上の課題に即した保健指導を行っているか。</li> <li>○学級活動やホームルーム活動における保健指導への専門的な助言、資料提供や教材の作成を積極的に行っているか。</li> <li>○学校行事等での保健指導を実施しているか。</li> <li>○学級担任等とのT・T授業を実施しているか。</li> <li>○家庭（保護者）・地域社会に対して「保健だより」などにより、保健に関する啓発活動を行っているか。</li> <li>○人権を尊重し、カウンセリングマインドをもって相談・指導に当たっているか。</li> <li>○健康相談・生徒指導に必要な基本的知識・技術を身に付けているか。</li> <li>○障がいのある児童生徒等への理解を深め、指導に協力しているか。</li> <li>○生徒指導担当者等他の教職員と連携協力し、問題行動や不登校等の指導に積極的に取り組んでいるか。</li> </ul>
学 校 運 営 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校保健計画を作成するに当たり、学校教育目標や教育方針に基づき、専門性を生かし参画しているか。</li> <li>○保健主事に協力し、学校保健委員会の企画・運営に参画しているか。</li> <li>○児童生徒等の実態に即した、保健室経営の計画を立て実践できているか。</li> <li>○保健主事等他の教職員と連携協力し、担当する分掌について責任を果たしているか。</li> <li>○家庭（保護者）や地域社会との連携に努めているか。</li> <li>○学校医・学校歯科医・学校薬剤師・その他関係機関との連携に努めているか。</li> <li>○学校安全・学校環境衛生の年間計画を作成し、実施に協力しているか。</li> </ul>

## 校内研修実施上の留意事項

- 1 校内研修の実施に当たっては、校長の指導のもと、学校全体として当該の養護教諭等の研修を支援する体制の確立に努めること。
- 2 校内研修の実施に当たっては、校外研修の成果を踏まえるとともに、校内の各種研修と緊密に連携し、その活性化にも努めること。
- 3 校内研修の内容は、モデルとして示したもののほかに各学校の事情に応じて別途設定することも考えられる。
- 4 校内研修の実施時期は、9月以降の課業期間中を中心とすること。
- 5 校内研修の会場は原則として校内とする。ただし、校外を会場とする既存の職員研修と兼ねて実施する場合等においては校外も可とする。
- 6 校内研修の形態には下記のようなものがあるが、各学校の事情に応じて他の形態で実施することも考えられる。なお、実施に当たっては形態に偏りがないよう留意すること。
  - (1) 保健指導の観察（当該の養護教諭等の平常の保健指導を校長が観察し、放課後等に指導助言を行うもの）
  - (2) 研究授業（校外研修の成果を踏まえ、当該の養護教諭等が研究授業を行い、放課後等に研究協議を行ったり、校長が指導・助言を行うもの）
  - (3) 授業等参観（他の教職員の授業や生徒指導等を参観し、放課後等に当該の養護教諭等が中心となって研究協議を行ったり、校長の指導のもと、当該の養護教諭等が指導者となって指導助言を行うもの）
  - (4) 講話・講義（校長が当該の養護教諭等に対して個別に指導するものや、職員研修等を兼ねて外部講師による講義等を受けるもの）
  - (5) 発表・報告（当該の養護教諭等が、職員研修等において校外研修の成果や特定の教育課題について発表や報告を行い、研究協議を行うもの）
  - (6) レポート作成（特定の教育課題についてレポート等を作成し、校長の指導・助言を受けるもの）

校内研修のモデル（養護教諭）

区 分	研 修 の 内 容	研修の形態
指導研究研修	<p>実際の授業や保健指導を通して指導方法や教材等について研修し、校長が指導・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒等の生活実態の把握と保健指導の進め方</li> <li>○教材・教具の開発と工夫</li> <li>○職務の特質を生かした指導法</li> <li>○指導案の作成・研究</li> <li>○研究授業の実施</li> <li>○他の教職員の授業等参観</li> <li>○健康相談の進め方</li> <li>○健康相談における連携の在り方と進め方</li> <li>○その他指導方法の研究に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健指導の観察</li> <li>○研究授業</li> <li>○授業等参観</li> <li>○講話・講義</li> <li>○発表・報告</li> <li>○レポート作成 等</li> </ul>
課題研究研修	<p>当該校が直面する教育課題について実践的な研修や、各学校の実態に即したテーマの研究を行い、その成果を発表して、校長が指導・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健室経営の在り方</li> <li>○学校安全管理・防災教育の進め方</li> <li>○学校環境衛生活動の進め方</li> <li>○家庭（保護者）・地域社会との連携</li> <li>○学校医・学校歯科医・学校薬剤師・その他関係機関との連携</li> <li>○人権教育の進め方</li> <li>○支援教育の理解と進め方</li> <li>○児童生徒等の理解</li> <li>○教育課程</li> <li>○開かれた学校づくり</li> <li>○学校運営組織の改善</li> <li>○校内研修の活性化</li> <li>○その他の教育課題に関する事</li> </ul>	

## 研修実施計画書作成上の留意事項

### 1 研修目標の設定について

研修目標は、「研修目標の設定・研修計画作成のための着眼点」に基づき、「保健管理」「保健教育」「学校運営等」について、研修受講者が自己の能力・適性等を評価し、具体的に記載すること。

### 2 研修実施計画書の作成について

#### (1) 研修実施計画

ア「校内研修実施計画」は、研修受講者が「研修目標」及び豊中市教育委員会が示す「校内研修のモデル」を踏まえて立案し、「研修目標」とともに校長に提出すること。なお、立案に当たっては校内の各種研修計画との連携に配慮すること。

イ 校内研修は「指導研究研修（計画書の区分欄には(指)と記載する）」及び「課題研究研修（同様に(課)と記載する）」とし、その回数は合わせて5回程度とする。

ウ 校内研修は9月以降の課業期間中を中心に計画すること。

エ 校外を会場とする場合は備考欄に会場名を記載すること。

#### (2) 校長の指導・助言

ア 校長は、「研修目標の設定・研修計画作成のための着眼点」に基づき、研修受講者である当該の養護教諭等の能力・適性等を評価し、面談等を通じて「研修目標」「校内研修実施計画」に対して必要な指導・助言を行うこと。

イ「研修実施計画立案に当たっての所見」の記入に当たっては、当該の養護教諭等の能力・適性等に応じて、どのような資質能力の向上をめざすのかを具体的に記載すること。

## 研修実施報告書作成上の留意事項

### 1 研修成果のまとめについて

「研修成果のまとめ」については、年度当初に立てた「研修目標」に照らして、研修受講者自身がその成果を具体的に記載すること。

### 2 研修実施報告書の作成について

#### (1) 研修実施報告書

ア 「校内研修実施報告」は研修受講者が作成し、「研修成果のまとめ」とともに校長に提出すること。

イ 校内研修については「指導研究研修（計画書の区分欄には(指)と記載する）」及び「課題研究研修（同様に(課)と記載する）」の別を記載すること。

ウ 校内研修を校外を会場として実施した場合は、備考欄に会場名を記載すること。

#### (2) 校長の指導・助言

ア 校長は、「研修目標」に照らして、研修受講者である当該の養護教諭等の研修成果を評価し、面談等を通じて「研修成果のまとめ」「校内研修実施報告」に対して必要な指導・助言を行うこと。

イ 「研修成果についての所見」の記入に当たっては、当該の養護教諭等の資質の向上や研修成果の教育活動への還元等について具体的に記載すること。

(様式1)

**養護教諭10年経験者研修 研修実施計画書**

立 学校 校長名

研修受講者名		所有免許状	
所属分掌等		備考	

**1 研修目標 (研修受講者記入欄)**

--

**2 研修実施計画立案に当たっての所見 (校長記入欄)**

--

立	学校	受講者名
---	----	------

3 校内研修実施計画

月	日	区分	研修の内容	研修の形態	指導助言者等	備考

(様式2)

**養護教諭10年経験者研修 研修実施報告書**

立 \_\_\_\_\_ 学校 校長名 \_\_\_\_\_

研修受講者名		所有免許状	
所属分掌等		備考	

**1 研修成果のまとめ (研修受講者記入欄)**

--

**2 研修成果についての所見 (校長記入欄)**

--

立	学校 受講者名
---	---------

3 校内研修実施報告

月	日	区分	研修の内容	研修の形態	指導助言者等	備考

フローチャート（豊中市小・中学校）

